

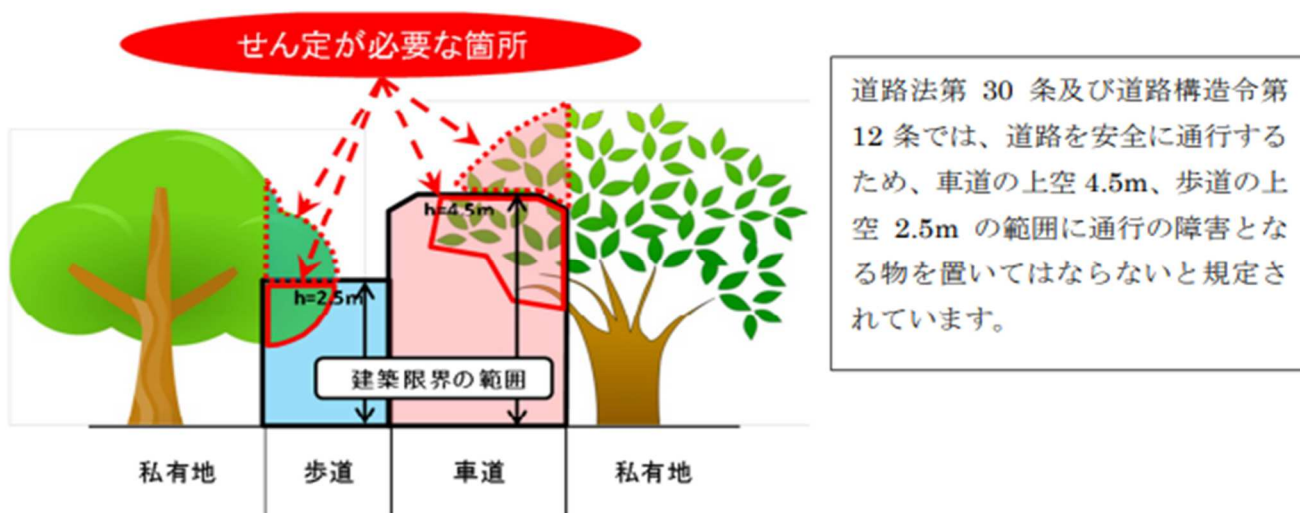
道路沿線の樹木所有者の皆様へ

道路上に張り出している又は交通支障となっている樹木等の 伐採・せん定・適正な管理のお願い

沿道樹木等の管理が適正にされていないと、道路に張り出した枝に自動車が接触したり、枯れ木の枝が自動車の落下したり、道路側への倒木により自動車が通行できなくなるなど、道路利用者の通行や安全を害する恐れがあります。

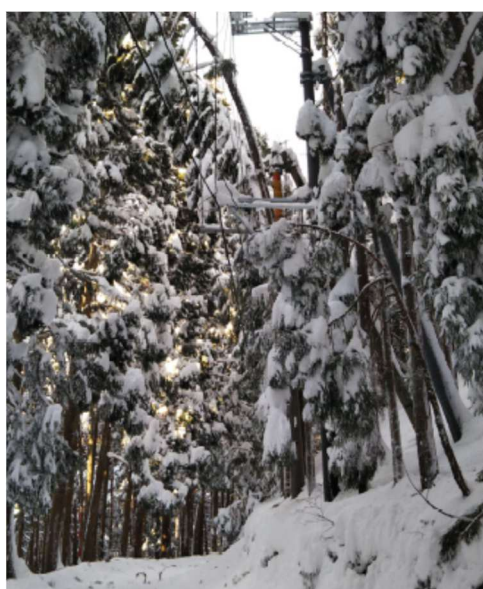
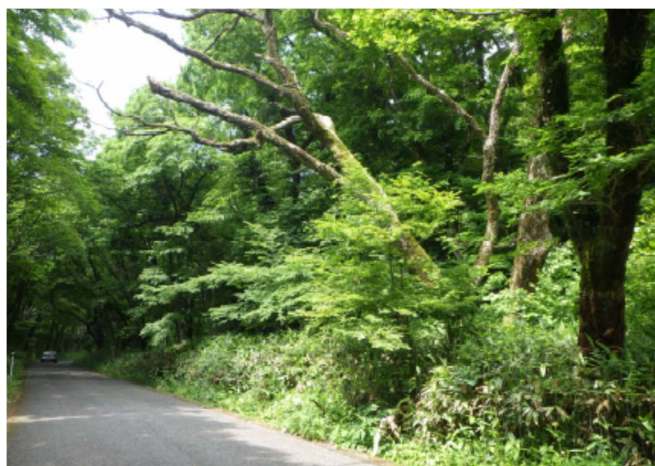
これらが原因で自動車や歩行者等に事故が発生すると、樹木の所有者の責任を問われることがありますので、沿道樹木等の適正な管理をお願いします。

なお、風雨や積雪等により建築限界を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、道路の交通安全確保のためやむを得ず緊急措置として道路管理者において剪定または伐採を行う場合がありますのでご理解をお願いします。



【樹木が道路の上空を覆っているケース】

【電線にかかり送電障害となっているケース】



⚠ 道路上に張り出した木によって、所有者が訴えられる例もあります ⚠

【裁判事例】

損害賠償請求事件 和歌山地裁田辺支部昭和 46 年(ワ)51 号昭和 47 年 7 月 26 日判決 (確定)

(事件の概要)

国道上に突き出て生育している松の大木の幹に自動車の屋根が衝突し、運転の自由を失い付近の民家に突っ込みブロック塀等を破損し、右自動車を大破し、運転者も負傷した。このため、運転者ら(運転者及び使用者たる会社)は被った損害について、道路管理者と松の木の所有者(占有者でもある)を被告として損害賠償請求訴訟を提起した。

(判決要旨)

松の木所有者は、これを国道上から撤去するなど危険防止について適当な措置を講じなければならぬ立場にあったものと認めることができ、道路管理者とは別個にその植栽支持についての責任を負うものであるであって、この植栽の支持について、道路管理者の管理支配を受けるべき地位にあったものでないことはいうまでもない。仮に本件事故前に道路管理者から本件松の木の伐採等について何らの指示ないし要請を受けなかったとしても、松の木所有者の責任に影響を及ぼすものではなく、松の木の所有者は民法第 717 条第 2 項に基づき本件事故によって他人に与えた損害については、これを賠償する責任があるものということができる。

樹木を伐採・剪定いただく場合には、次のことにご注意ください

- ・電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者にご相談ください。
- ・作業にあたっては作業中の安全確保に加え、通行車両、歩行者、自転車等の安全確保に十分配慮して下さい。
- ・道路上で作業をする場合は、所定の手続き(道路占用許可等)が必要となる場合がありますので、詳しくは所管の県土整備事務所(局)へお問い合わせください

※併せて、道路使用許可が必要な場合は、管轄する警察署へ手続きが必要です。

【お問い合わせ】県下・各県土整備事務所(局)

鳥取県土整備事務所 維持管理課 電話 0857-20-3604

八頭県土整備事務所 維持管理課 電話 0858-72-3862

中部総合事務所県土整備局 維持管理課 電話 0858-23-3216

西部総合事務所県土整備局 維持管理課 電話 0859-31-9711

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局 維持管理課 電話 0859-72-2045